

自家用燃料供給施設整備助成事業

【実施要領】

1. 助成対象

岐阜県下の認可営業所に指定数量(1,000リットル)以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の整備及び災害時に給油できる専用自家発電機・専用計量機を導入する会員事業者

※令和6年3月1日から令和7年2月28日までに市町村より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受けたもの

2. 助成金額

①自家用燃料供給施設の新設：20万円

②軽油タンクの増設・代替：10万円

③緊急用自家発電機・計量機：5万円

④尿素水補給機：10万円

※1事業者当り1施設(1基)とする。

※全ト協の助成(新設100万円、増設30万円)もあるため、実施要領及び申請書等を全ト協ホームページよりダウンロードし申請してください。

3. 予算

60万円

4. 助成金交付申請(請求)期間

令和6年4月22日(月)～令和7年3月3日(月)【設置・支払いは2月末日】まで

< 助成のフローチャート >

